

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（13）
2. 日時：令和2年6月17日（水）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

  实用炉審査部門

    御器谷管理官補佐※、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長  
  専門検査部門

    新潟検査技術専門職

事業者：

  北海道電力株式会社

    原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー 他8名※

  東北電力株式会社

    原子力本部 原子力部課長 他7名※

  東京電力ホールディングス株式会社

    東通原子力建設所 防災安全・品質グループマネージャー 他5名※

  北陸電力株式会社

    原子力部 原子力品質保証チーム統括 他7名※

  中国電力株式会社

    電源事業本部 原子力品質保証グループマネージャー 他6名※

  四国電力株式会社

    原子力部運営グループリーダー 他16名※

  電源開発株式会社

    原子力技術部 安全総括室（安全計画）総括マネージャー 他10名※

  日本原子力発電株式会社

    発電管理室 プラント管理グループマネージャー 他9名※

  九州電力株式会社

    原子力発電本部 原子力発電グループ副長 他5名※

## 5. 要旨

- （1）事業者から、令和2年5月28日に提出された保安規定認可申請書及び5月29日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年6月11日の提出資料に基づき説明があった。
- （2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
  - 保安規定第3条について、「健全な安全文化を育成し、及び維持すること」の位置付けを、品管規則を踏まえ整理して説明すること。

- 原子力部門、監査部門それぞれに品質マネジメント管理責任者を任命することが明確になるよう記載を検討すること。

(3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：なし